



1 景観計画策定の背景と目的

庄川沿いの深い谷間に抱かれた五箇山※¹には、世界文化遺産に登録された合掌造り集落を生んだ、厳しくも豊かな自然環境と、そこに息づく生活空間、長い歴史の中で培われた固有の伝統文化が一体となり、五箇山ならではの歴史的環境が形成されています。この地に広がる唯一無二の景観を、市民共有のかけがえのない「たから」として守り育て、次の世代へと受け継ぐため、平成 28 年 3 月 18 日に南砺市五箇山景観条例が制定されました。

同条例は、平成 6 年に旧平村・上平村がそれぞれ制定した「自然環境及び文化的景観の保全に関する条例」（以下、旧条例）を前身とします。旧条例は、相倉・菅沼集落の世界遺産登録に向けた動きの中で、両集落の緩衝地帯※²として設定された旧平村・上平村全域の保全を図るために制定されたものです。その後、平成 14 年には富山県景観条例が制定され、さらに国においても平成 16 年に景観法が制定されるなど、地域の特性に応じた景観施策が全国各地で推進されるようになりました。

南砺市の発足から 12 年、世界遺産登録から 20 年が経過するなかで、旧条例についても、近年の全国的な景観施策の水準を踏まえて大幅な見直しを行い、新たな景観条例のもとで五箇山の景観保全を充実させることとなりました※³。

本計画は、五箇山における景観づくり※⁴の基本的な考え方や、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項など、将来に向けた景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための一連の施策について定めたものです。市民・事業者・行政の協働により、魅力と風格を備えた五箇山独自の景観を継承・育成することを目的としています。



ダム湖に面する集落（大崩島）



合掌造り集落（菅沼）

【注釈】

- ※ 1 「五箇山」の名は、歴史的には旧平村・上平村・利賀村のいわゆる「五箇三村」を指すものですが、南砺市五箇山景観条例および本計画においては、これまでの関連施策等の経緯を踏まえ、平・上平地域を指すものとします。
- ※ 2 「緩衝地帯 (buffer zone)」とは、世界文化遺産を取り巻く環境や景観を保全するために登録資産の周囲に設けられる、一定の利用・開発行為を制限する区域を指します。
- ※ 3 南砺市五箇山景観条例は景観法に基づかない自主条例ですが、今後、南砺市が景観行政団体となった際には、同法に基づく条例に移行することを想定し、本計画も同法に基づく景観計画に準じた構成となっています。
- ※ 4 「景観づくり」とは、南砺市五箇山景観条例の定義に準じ、「五箇山の良好な景観を保全及び育成すること」を指します。

1. 基本目標

「豪雪と豊かな自然、固有の歴史文化に抱かれた魅力あふれる五箇山」

五箇山の景観づくりは、豪雪地帯の気候と自然環境のもとで育まれた、唯一無二の歴史と文化に敬意を払い、それらを五箇山の誇りとして次世代に受け継ぐために進めるものです。そのことを通じて、住み手にとっても来訪者にとっても魅力のある五箇山らしい風土を、将来にわたって培います。

2. 基本方針

Ⅰ 地形・自然・歴史の奥行きと広がり映し出す多様な景観資源を活かした景観づくり

五箇山の景観の特色をなす、山間の変化に富んだ地形と自然環境、それらの条件に応じて点在する集落、それらを構成する歴史的資産としての家屋、板倉や土蔵、屋敷構えや田畑を支える石積み、茅場や段々畑、棚田などの農地、社寺や道場、社叢、近代に築かれた橋やダムなどの構造物、これらが組み合わせあって、多様な奥行のある固有の景観がもたらされています。このような景観の特色を守り、磨き、活かすような景観づくりを推進します。

Ⅱ 歴史的資産と調和し、観光その他産業の活力を後押しする景観づくり

五箇山では、合掌造りに代表される歴史的資産と共存し、それらの特色を活かしながら、観光業をはじめ、豆腐、和紙、酒などの地場産業や農林漁業等が営まれています。こうした産業のための施設等を新たに整備する際にも、歴史的資産との調和を基本とすることにより、五箇山らしい産業の育成を促します。

Ⅲ 五箇山の生活と文化が感じられる素朴で優しい景観づくり

五箇山の生活文化は、この地で暮らす人々の知恵と共同作業により支えられ、現代へと受け継がれてきました。そうした人々の生き生きとした暮らしぶりを映し出し、集落の生活に活気を与えるような、住民の手による日常的な景観づくりを推進します。

3. 景観計画区域

景観計画区域は、世界文化遺産に登録された相倉集落・菅沼集落の緩衝地帯であり、南砺市五箇山景観条例の対象区域である五箇山（平地域・上平地域）の全域とします。

4. 重点景観形成地区の指定

条例では、重点的に景観づくりを進める必要がある地区については、「重点景観形成地区」に指定し当該地区毎にルールを定めて景観づくりを図る方法についても規定しています。今後、地区住民との協議・合意形成を図りながら重点景観形成地区の指定に取り組んでいくこととなります。

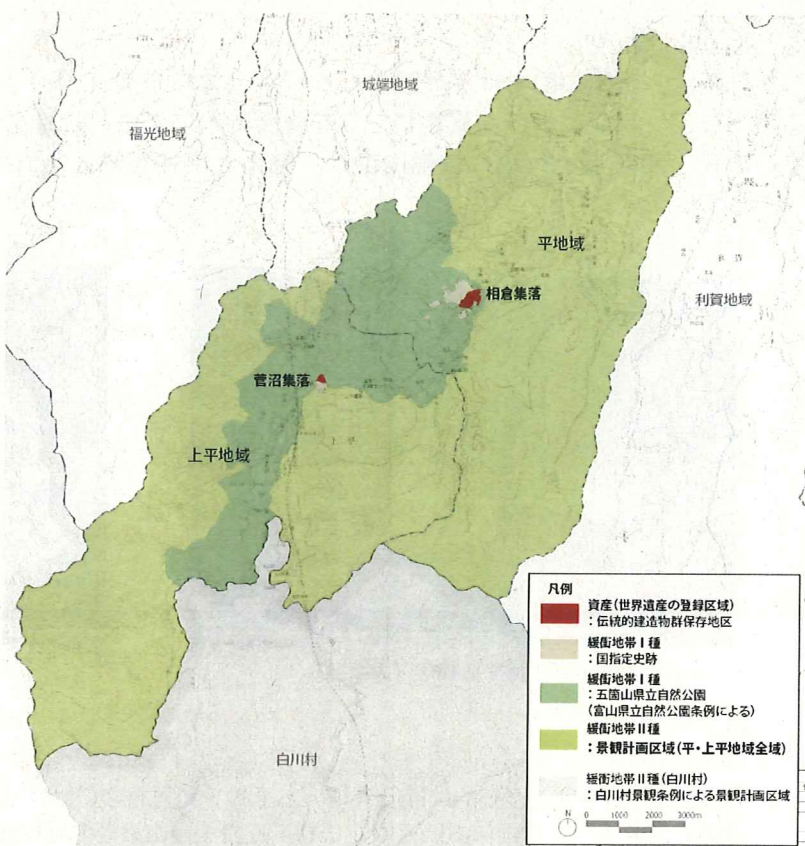
5. 公共事業の景観づくりに関する方針

(1) 「富山県公共事業の景観づくり指針」の準用

富山県では、富山県景観条例第21条に基づき、「富山県公共事業の景観づくり指針」（平成15年10月）が策定されています。南砺市は、五箇山における同指針の準用を徹底し、五箇山らしい自然景観や集落景観等に配慮した公共事業を推進することにより、景観づくりを先導する役割を果たします。

(2) 国・県等との連携による景観づくり

国等が五箇山において公共事業を行う際には、南砺市はその内容について通知を受けるとともに、景観づくりを図る上で特に必要な場合は、国等に対し協力を要請します。



世界遺産の緩衝地帯と景観計画区域

3 景域区分と景域毎の景観づくりの方針

五箇山の景観の特性と課題を踏まえ、景観計画区域を「集落エリア」「町並みエリア」「自然エリア」の3つの景域に区分し、景域毎に景観づくりの方針を定めます。

(1) 集落エリア

範囲	国道・県道等の主要道沿いに点在する、各集落を構成している主として宅地、農地などに利用されている、又は利用されていたエリア（集落とは切り離され、事業者等によって現に宅地、農地として利用している部分も含みます）
景観特性	・庄川沿いに走る国道156号、城端とつながる国道304号、福光とつながる県道福光上平線、利賀とつながる市道山の神線、その他集落間主要道路は地域内外や集落をつなぎ五箇山を訪れる人々を迎える場所です。庄川本支流がつくる峡谷やダム湖、周囲の山並みや集落そのものが、奥行きと高低差のある地形と相俟って変化に富んだ五箇山ならではの景観を形成しています。 ・集落内では、周囲の自然景観とともに、集落が立地している地形、地形を利用し克服してきた集落の構造、集落を構成している家屋や耕作地そのもの、引いてはそこに暮らす人々の集落への心配りや息づかいを間近に感じることができます。周辺景観もさることながら、屋敷地や棚田・段々畑に見られる石積み、伝統的な家屋（民家、板倉、土蔵）、神社や寺・念仏道場など多彩な歴史的資産があり、地域の文化を、景観を通して感じることができます。
課題	・無機質な印象を与える倉庫・車庫や現代的家屋などが散見されます。 ・維持管理のなされないまま放置された空き家、宅地跡や耕作放棄地が見受けられます。

◆景観づくりの方針【集落エリア】

- 集落を特徴づける歴史的資産や耕作地等からなる山村の原風景を保全・育成します。
- 周辺の山並みや庄川などの河川が形づくる五箇山らしい自然景観や、歴史的資産との調和に配慮しながら、空き家や耕作放棄地等の活用を図り、生活の息づかいの伝わる魅力ある集落景観を育成します。

(2) 町並みエリア

範囲	次の3地区に該当する、国道156号の中心線から両側50mの範囲にある宅地、農地などに利用されているエリア、又は利用されていたエリア ①大字下梨地区 ②大字上梨地区 ③大字西赤尾町地区
景観特性	・集落エリアの景観特性を併せ持つとともに、国道156号沿いに家屋が集積し連続的な町並みを形成しています。 ・下梨は平地域の中心地として、上梨は白山宮や村上家をはじめとするいくつかの合掌造り家屋を中心に、西赤尾町は岩瀬家や行徳寺などを中心に、それぞれ活力ある市街地を形成しています。
課題	・色調、形態意匠や位置等において町並みの連続性を損なう建物等が見受けられます。 ・空き家や空き店舗により町並みの活気が失われている場所が見受けられます。 ・町並みのまとまりやおもむきを損なう看板等の屋外広告物が散見されます。

◆景観づくりの方針【町並みエリア】

- 周辺の山並みや庄川などの河川が形づくる五箇山らしい自然景観や、歴史的資産との調和に配慮しながら、空き家や空き店舗等の活用を図り、風格と活気のある景観を育成します。
- 五箇山の拠点地域に相応しい、素朴で落ち着いた意匠・形態と色調の連続性に配慮した町並みの形成を図ります。

(3) 自然エリア

範囲	景観計画区域のうち、集落エリア、町並みエリアを除くエリア
景観特性	・景観計画区域の大部分を構成する山林や谷筋を走る河川は、景観の背景となり、豊かな自然景観を象徴しています。 ・河川には、ダム、ダム湖、発電所施設、あるいは橋梁等があり、兩岸の断崖や深い峡谷とともに、自然環境に組み込まれたダイナミックな景観をもたらしています。
課題	・林業をめぐる環境の変化により維持管理が行き届かない山林があります。 ・かつての茅場の多くがスギ林となり放置されています。 ・河川区域付近では、河川景観に雑然とした印象を与える施設も見受けられます。

◆景観づくりの方針【自然エリア】

- 急峻な山並みと原生林等が形づくる五箇山らしい山林景観を保全します。
- 伐採を伴う開発行為等や林業・里山の維持管理に必要な林道等の施設整備は、最小限にとどめ法面等の整備も含め景観に配慮します。
- 山林に含まれる茅場については、保全・再生に向けた取り組みを進めます。
- 庄川などの自然河川とダム湖や橋梁などの人工構造物が融合した五箇山らしい河川景観を保全・育成します。
- 河川で行われる新たな架橋や橋の更新、護岸・堰堤、砂防施設、水路、発電関連施設、砂利採取関連施設等の整備は、周辺の自然景観との調和に配慮します。

【景域区分図】

- ・富山県提供の林班図、航空写真をもとに作成しています。
- ・行為予定地の区域判定は原則現場確認に従います。

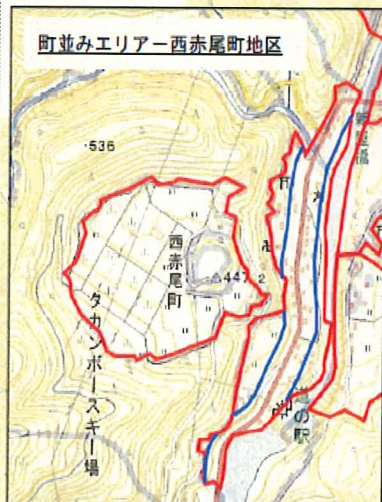
集落エリア



町並みエリアー上梨地区



町並みエリアー西赤尾町地区



町並みエリアー下梨地区



自然エリア



町並みエリア



凡例

- : 集落エリア
- : 町並みエリア
- : 景観計画区域（平・上平地域）

※集落エリア・町並みエリア以外は自然エリアに該当します

4 景観づくりの基準

景観計画区域内における景観づくりは「景域毎の景観づくりの方針」を踏まえるとともに、以下の基準に沿うよう努めるものとします。

	項目	基準
建築物・工作物	配置及び規模	○周辺の自然景観や集落景観、幹線道路や眺望点からの眺望景観、あるいは五箇山景観資産（8頁参照）の見え方を著しく損なわない配置及び規模とする。 ○町並みを形成している場所にあつては、周囲との連続性に配慮した配置及び規模とする。
	形態・意匠	○周辺の自然景観や集落景観との調和に配慮した意匠とする。 ○幹線道路や眺望点からの眺望景観に配慮した形態・意匠とする。 ○外観が無機質な印象を与えないよう形態・意匠の分節化などの工夫を行う。 ○町並みを形成している場所にあつては、連続性を考慮した形態・意匠となるよう工夫する。
	色彩	○周辺の自然景観や集落景観と調和するよう、以下の推奨される基調色を用いるなどの工夫を行う。 ○基調色として推奨される色彩は次の通りとする。 ①全ての色相において、マンセル値の指標において彩度4以下かつ明度5以下とする（詳細は南砺市五箇山景観計画＜南砺市ホームページなど＞でご確認ください）。 ②自然素材の素材色（しっくい、茅、自然石など）やアクセント色（見付面積の10%以下に用いる色）はこの限りではない。
	素材	○反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を可能な限り避ける。
	敷地の緑化	○除排雪の支障にならない範囲で可能な限り道路に面する部分の緑化に努める。
	車庫	○出入口の形態や建具（シャッター等）の意匠を工夫するなど、周囲の景観に配慮する。
	諸設備	○屋外設備機器や設備配管等の遮へいに努め、建築物・工作物自体がすっきりとまとまりのある外観となるよう工夫する。
広告物	配置及び規模	○集約化等により規模・設置数を抑えるよう工夫するとともに、集落景観を損なわない配置及び規模とする。
	形態・意匠	○デザインの統一化に努めるとともに、集落景観と調和した形態・意匠とする。
	色彩	○基調となる色彩の彩度を抑え、周辺の自然景観や集落景観との調和を図る。
開発行為・車道の開設	土地の形状	○従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、幹線道路や眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。
	土地の緑化	○優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。
	法面の外観	○法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周囲の景観への影響を軽減するよう工夫する。
土石等の堆積	堆積の方法	○堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
	遮へい	○植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、幹線道路や眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する
土石等の採取	遮へい	○植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、幹線道路や眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する
	跡地の形状	○地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。
	跡地の緑化	○採取が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。
木竹の伐採	伐採の方法	○木竹の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採する場合は、択伐等により伐採の規模を最小限にするなどの工夫を行う。但し、枯損若しくは危険な木竹の伐採又は間伐等保育の場合、あるいは景観づくりに特に必要な場合はこの限りではない。 ○社寺林、屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。
	跡地の緑化	○木竹の伐採を行った場合は、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により跡地の緑化に努めるとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。

1. 届出対象行為

景観計画区域内で行われる「景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為」のうち、下表に掲げる規模に該当する行為は、南砺市への届出を要します。ただし、非常災害に対する応急措置、仮設物の建築等は対象外となります。 ※詳細は南砺市五箇山景観計画<南砺市ホームページなど>でご確認ください。

景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為の区分		届出を要する規模
建築物	新築又は移転	・高さ 10m 超 又は ・建築面積 30 m ² 超
	増築又は改築	・高さ 10m 超 又は ・建築面積 30 m ² 超 かつ 増築又は改築に係る建築面積 10 m ² 超
	外観変更	・規模が上欄に該当 かつ ・変更が外観面積の 1/2 超
工作物	・煙突、排気塔その他 ・装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他 ・彫像、記念碑その他 ・高架水槽、冷却塔その他 ・電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他	・高さ 10m 超 ※但し、建築物と一体となっている場合 地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m 超 - かつ 工作物自体の高さ 5m 超
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ 30m 超
	垣、さく、塀、擁壁その他	・高さ 5m 超 - かつ ・長さ 10m 超
	・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他 ・自動車車庫の用に供する立体的施設 ・石油、ガス、飼料、穀物その他を貯蔵する施設 ・ゴミ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他 ・太陽光発電設備等	・高さ 10m 超 ※但し、建築物と一体となっている場合 地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m 超 - かつ 工作物自体の高さ 5m 超 - 又は ・築造面積 30 m² 超 ※増改築の場合 築造面積 30 m² 超 - かつ 増築又は改築に係る築造面積 10 m² 超
外観変更		・規模が上欄に該当 - かつ ・変更が外観面積の 1/2 超
広告物	新增改築移転	・高さ 10m 超 - 又は ・表示面積 10 m² 超 ※増改築の場合 表示面積 10 m² 超 - かつ 増築又は改築に係る表示面積 5 m² 超
	外観変更	・規模が上欄に該当 - かつ ・変更が外観面積の 1/2 超
宅地造成その他土地の区画形質の変更		・面積 1,000 m² 超 - かつ ・法面の高さ 5m 超 - かつ ・法面の長さ 10m 超
土石の採取		・面積 3,000 m² 超 - かつ ・法面の高さ 5m 超 - かつ ・法面の長さ 10m 超
車道の開設		・長さ 500m 超
森林・木竹の伐採		・面積 3,000 m ² 超
土石、再生資源等の堆積		・面積 3,000 m² 超 - かつ ・堆積の高さ 3m 超

※広告物は屋外広告物法および富山県屋外広告物条例の手続も要します。

2. 届出の手續

(1) 届出制度の開始

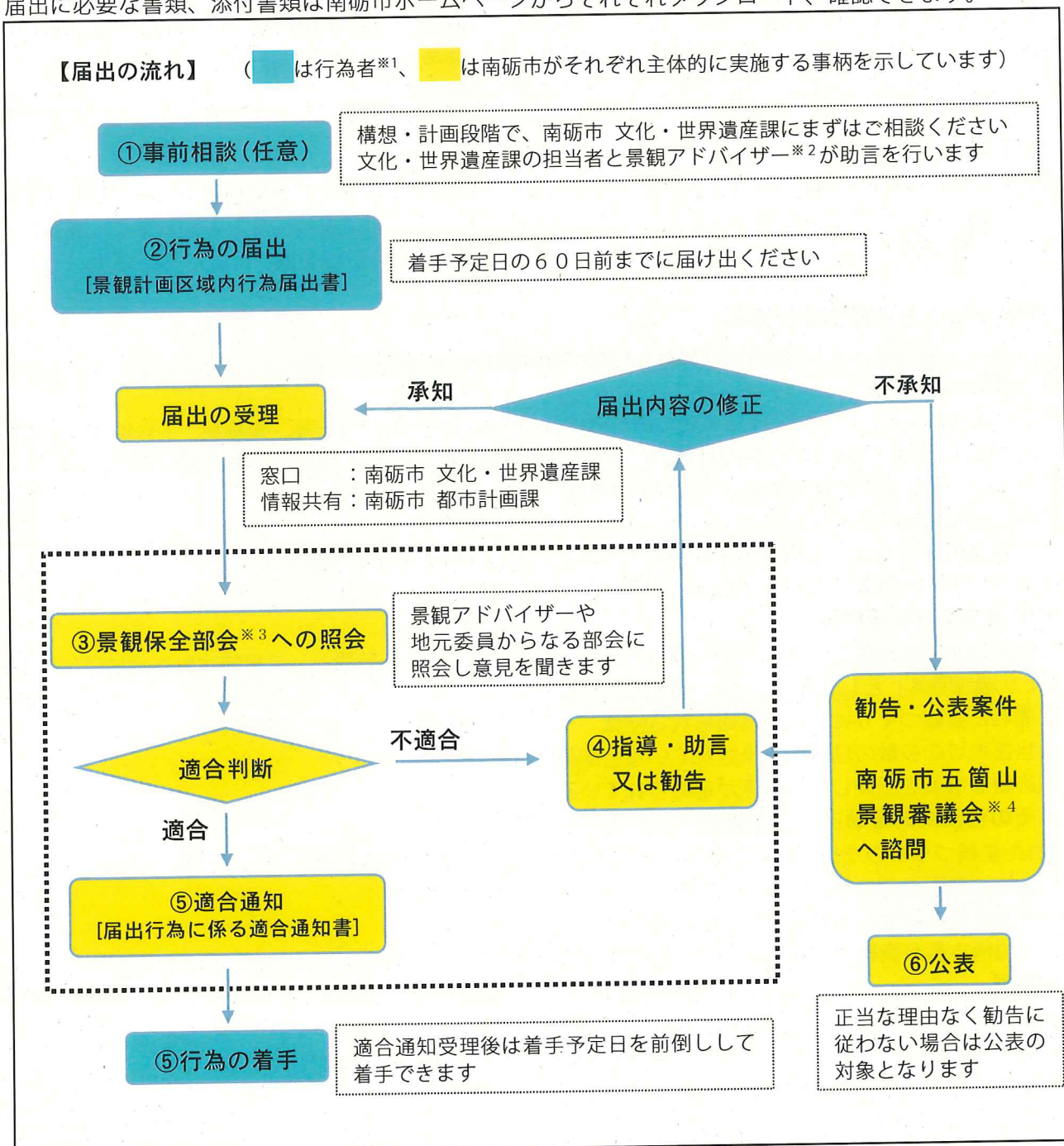
着手予定日が平成29年4月1日以降の届出対象行為を対象に、平成29年1月31日から本計画に基づく届出制度を開始します。

※着手予定日が平成29年3月31日までの行為については、富山県景観条例の規定に従ってください。

(2) 届出の期限

届出対象行為を行おうとする者は、着手予定日の60日前までの南砺市への届出を要します。

届出に必要な書類、添付書類は南砺市ホームページからそれぞれダウンロード、確認できます。



【注釈】

- ※1 行為者＝届出者…行為に係る対象物の所有者、占有者等。
- ※2 景観アドバイザー…建築設計・景観デザイン等の専門的立場から景観づくりに必要な助言を行います。
- ※3 景観保全部会…南砺市五箇山景観審議会の専門部会。平・上平両地域自治振興会から選抜された地域住民代表者と景観アドバイザーにより構成。
- ※4 南砺市五箇山景観審議会…届出行為に対する勧告・公表、五箇山景観資産や眺望点の指定のほか、景観づくりに関する重要事項を市長の諮問に応じ建議します。学識経験者、地元代表者等15名で構成されています。

1. 五箇山景観資産

南砺市は、道路その他の公共の場所から容易に望見でき、五箇山の景観づくりに寄与する建築物（建築物および工作物）又は樹木等で次のいずれかの基準に該当するもののうち、特に重要なものを五箇山景観資産に指定し、保全を図ります。指定にあたっては、所有者等の同意を得るとともに、五箇山景観審議会の意見を聴いた上で妥当性を判断します。

- 外観や樹容等に、五箇山の自然、歴史、文化、生活などの特性が現れ、地域の象徴的な存在になっているもの。
- 地域のなかで広く親しまれ、後世に継承する価値があると認められるもの。
- 文化財等に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの。

2. 眺望点

南砺市は、五箇山ならではの奥行きと広がりをもつ景観を眺望できるとして地域住民や観光客に特に親しまれている道路その他の公共の場所（地点）を眺望点に指定し、その眺望景観の保全を図ります。指定に当たっては、関係集落住民等の同意を得るとともに、五箇山景観審議会の意見を聴いた上で行います。

3. 景観づくりを支援する仕組み

南砺市は以下の活動に対し技術的援助又は活動経費の助成を行います。

（1）景観づくり協定

一定の区域の土地、建築物又は工作物の所有者等は、当該区域における土地、建築物、工作物及び広告物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他景観づくりを行うための必要な事項について、景観づくりに関する協定を締結することができます。

認定には次の要件が必要です。

- ①当該区域の所有者・占有者の2／3以上の合意、又は10人以上の合意があること
- ②協定の有効期間が5年以上であること

（2）景観づくり地域団体

市では、次の要件を全て満たし、優れた景観づくりを推進することを目的として組織された地域団体を「景観づくり地域団体」として認定することができます。

- ①優れた景観づくりに有効と認められる団体
- ②当該地域の多数の住民に支持されていると認められる団体
- ③必要な事項を記載した規約等が定められている団体

（3）その他技術的援助と助成の対象

優れた景観づくりのため特に必要であると認めるもので次に該当するもの

- ①五箇山景観資産の保全に関わるもの
- ②重点景観形成地区の景観保全に関わるもの
- ③その他市長が景観づくりにおいて特に重要と認めるもの

（4）表彰

南砺市は、以下の個人・団体等を表彰することができます。

- ①優れた景観づくりに寄与していると認める建築物、工作物及び樹木等の所有者等
- ②優れた景観づくりに貢献している個人、団体等

南砺市五箇山景観計画 概要版

2016年12月 編集／発行 南砺市